令和８年度安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査

　令和８年度における安全運転管理者等講習業務については、岐阜県公安委員会が本講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者に委託することとします。

なお、本講習業務委託契約の入札に参加しようとする者は、下記のとおり、岐阜県公安委員会が行う審査を受け、認められることが必要です。

記

１　「安全運転管理者等講習」とは、

　一定台数以上の自動車を保有する事業所及び自動車運転代行業の事業主は、事業所における運転者の安全運転を確保するため安全運転管理者、副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任し、公安委員会が行う講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）を受講させなければならない（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の３第１項、第４項、第９項）と規定されており、これに基づく公安委員会が行う法定講習を安全運転管理者等講習（法第108条の２第１項第１号。以下「講習」という。）といいます。

　 なお、講習については、公安委員会が講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるものに委託することができる（法第108条の２第３項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の３）と規定されています。

２　業務の内容等

(1) 業務の内容

　　　講習及びこれに付随する業務

(2) 業務の範囲

ア 講習の受講対象者に対する「安全運転管理者等講習通知書」による通知業務に関すること。

　　イ　講習会場の選定、確保等に関すること。

ウ　講習を行う講師の選定、確保、依頼等に関すること。

　　エ　講習用テキスト、講習資料の購入、活用等に関すること。

オ　受講に関する質疑応答に関すること。

カ　規則第38条第１項各号の規定を遵守した講習の実施に関すること。

　キ　その他講習の実施に関すること。

(3) 委託予定期間

令和８年４月１日から令和９年２月28日まで。

　　　なお、講習実施日はいずれも平日とすること。

(4) 履行場所

講習は、原則として、県内各警察署の管轄区域内で1回以上実施すること。

ただし、管轄区域内で実施できない場合は、隣接する警察署管轄区域内等で実施するものとする。

また、未受講者講習等については、岐阜市内で実施するものとする。

なお、オンラインにより講習を行う場合にあっては、受講者が円滑かつ確実に講習を受講できる環境を提供することができる限りにおいて、履行場所は問わないものとする。

(5) 講習対象者

　　　令和８年４月１日に選任されている安全運転管理者等

【参考】令和７年７月末現在の選任登録者数

　　○　安全運転管理者　　　　8,105人

　　　　○　副安全運転管理者 1,570人　　　　　合計9,675人

３　公安委員会の認定基準

(1)　道路における交通安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア　法第51条の８第３項第２号イからホまで

イ　心身の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

ウ　規則第９条の９第１項第２号イ及びロ

(3) 委託業務を行う事務所を県内に有していること。

(4) 委託業務を行う主たる事務所において、委託業務に従事する職員を配置できること。

(5) 講習を行うにあたり、講習責任者（安全運転管理者、運行管理者又は自動車の運転管理経験２年以上の実務経験を有する者）を講習会場に配置できること。

(6)　講習を行うのに必要な視聴覚機器を有し、講習会場に設置できること。

(7)　講習会場が確保できること

　　ア　講習は、原則として、県内で選任された全ての安全運転管理者及び副安全運転管理者を対象とし、各警察署の管轄区域単位で地域の実情に応じて行うこと。なお、回数の上限は69回とすること。

　　イ　講習場所は受講者の利便を図るため、駐車場を備えた会場とすること。

(8)　安全運転管理に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で専門知識を有する部外講師を確保できること。

(9) 個人情報の取扱いが適正に管理されていること。

４　認定審査の申請書類

　 公安委員会認定審査の希望者は、前記３の要件を満たすことを確認できる書類として、安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書（様式１号）に下記(1)から(8)の書類を添付して提出してください。

下記(2)(3)については、申請日前１月以内に発行された原本又は写しとします。

　提出された書類について説明を求めた場合は、これに応じていただくことになります。

(1)　定款及び履歴事項全部証明書若しくは登記簿謄本

(2)　県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(3)　消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

(4)　直近の決算報告書

(5)　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日及び住所を記載した名簿（様式２号）

(6)　役員全員について次のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面（様式３号）

　　ア　法第51条の８第３項第２号イからホまで

　　イ　心身の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

　　ウ　規則第９条の９第１項第２号イ及びロ

(7)　講習を実施するにあたり会場・講師等を確実に確保して不備なく確実に委託業務を履行することを誓約する書面（様式４号）

(8)　個人情報の取扱について適正な管理が行われていることを証する書面（個人情報保護に関する内部規定等）

※　様式一覧

　・　安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書(様式１号)

　・　役員名簿(様式２号)

　・　誓約書(様式３号)

　・　誓約書(様式４号)

５　申請手続

(1) 受付期間

令和７年９月１日（月）から令和７年12月26日（金）まで

午前９時から午後５時まで　　※　県の機関の休日を除く。

(2) 申請書の提出及び問い合わせ先

　 岐阜県警察本部交通部交通企画課企画係

郵便番号 500-8501

岐阜市薮田南２丁目１番１号　電話番号058-271-2424(内線5023)

(3) 提出方法

前記(2)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書郵便事業若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付してください。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）

(4) 提出部数

１部

６ 審査結果の通知

令和８年２月13日（金）までに通知します。

７ その他

(1) 本件契約の入札に参加する者は、「岐阜県公安委員会の認定」の他、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されることが必要となります。

なお、入札参加資格審査の申請は、岐阜県出納事務局出納管理課(電話番号058-272-8711)において随時受け付けています。

(2) 提出資料等にかかる費用は、各提出者の負担となります。

(3) 提出資料は、前記４に掲げる順に並べて提出してください。

(4) 前記４に掲げた提出資料が全て揃っていない場合は、受け付けができませんので提出する前によく確認してください。

(5) 提出資料は返却しません。